

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に

定める事後備置書類

(吸収分割に関する事後備置書類)

2025 年 7 月 1 日

ビジネス・ワンホールディングス株式会社

株式会社ビジネス・ワンサnte

2025 年 7 月 1 日

各 位

ビジネス・ワンホールディングス株式会社
福岡県福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
代表取締役社長 尾崎 朝樹

株式会社ビジネス・ワンサンテ
福岡県福岡市中央区薬院三丁目 16 番 27 号
代表取締役社長 山本 道也

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

ビジネス・ワンホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ビジネス・ワンサンテ（以下「分割承継会社」といいます。）は、2025 年 4 月 18 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社のインドアゴルフ事業に関して有する権利義務を分割承継会社に対して承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 5 月 20 日付の官報にて、分割会社の債権者に対し、本件分割について異議申述の公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者へ個別の催告を行いましたところ、異議申述期限までに会社法 789 条第 1 項の規定により本件分割に異議申述を行った分割会社の債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (吸収分割の差止請求)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の買取請求権)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2025 年 5 月 20 日付の官報にて、分割承継会社の債権者に対し、本件分割について異議申述の公告を行いましたところ、会社法第 799 条第 1 項の規定により本件分割に異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

分割承継会社は、本件効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、分割会社から本件吸収分割契約に定めるインドアゴルフ事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 7 月 15 日 (予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上